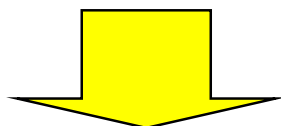


相談支援事業所 登録までの流れ（案）

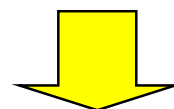
障がい者 相談支援の説明

■高等部3年生を対象とした進路説明会において、吹田市と委託契約を結ぶ相談支援事業所（市内5事業所）の代表者が、卒業後の生活相談についての説明を行います。
 ※相談支援の説明は、福祉サービスを利用する方すべてに必要な相談支援（計画相談支援）と就職等により福祉サービスを利用しない方の福祉サービス以外の相談支援（一般相談支援）の両方を説明します。



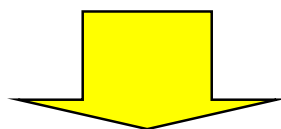
進路先の決定

障がい福祉サービスを利用する方	就労、進学等、障がい福祉サービスを利用しない方
<p>■障がい者総合福祉法に基づく福祉サービスを利用する方の相談支援を実施する機関（指定特定相談支援事業者）と契約することで、福祉サービスを利用するための計画の案（サービス等利用計画案）の作成など具体的なサービスの利用相談が開始されます。</p>	<p>■学校より障がい者総合福祉法に基づく福祉サービスを利用しない方の相談支援を実施する機関（委託相談支援事業所）の登録案内をいたします。 ※委託相談支援事業所は障がい者総合福祉法に基づく福祉サービスの利用相談も含めて実施可能です。</p>



委託相談支援事業所へ登録

■登録には委託相談支援事業所へ直接申し出が必要です。その際、聞き取りによる面接が行われます。
 ※保護者（本人）の同意の下、学校における支援内容を記載した「教育支援計画」等により、情報を引き継ぐことができます。



登録者しなかった方について

■学校は相談支援事業者等との契約、登録状況を確認します。
 相談支援事業所の登録がまだの方については住む地区の担当CWと連携し、登録の支援を実施します。